

お知らせ

所得税・住民税などの確定申告は
正しくお早めに

平成20年分の受付が2月16日(月)から始まります

確定申告の納税の期間は

所得税 2月16日(月)～3月16日(月)まで
 贈与税 2月 2日(月)～3月16日(月)まで
 消費税(個人事業者) 1月5日(月)～3月31日(火)まで



問合せ

市役所課税課

☎(80)1281

東金税務署

☎(52)3121

◆所得税の確定申告が必要な方

◎営業・農業・不動産所得・年金所得などがある方

・平成20年中の所得金額の合計が、基礎控除・扶養控除・社会保険料控除などの所得控除の合計額を超える方

・土地や建物などを売った方

◎給与所得がある方

・給与等の収入額が2千万円を超える方

・給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える方

・給与等を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった方

◎還付申告はお早めに

・給与所得者や年金所得者の方で、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方は、早めに還付申告をしましょう。還付申告は1月5日から税務署で受付しています。

◆住民税の確定申告は

・所得のなかった方でも、所得に伴う各種の資格審査などの資料となりますので、住民税

の申告書を提出してください。

◆忘れないで!

給料、賃金などの支払者は、2月2日(月)までに受給者の住所地の市町村に「給与支払報告書(市区町村提出用)」を作成し、提出してください。また、同時に作成された「源泉徴収票(受給者交付用)」をすべての受給者に交付し、給与支払金額が一定額以上のものは、税務署にも提出してください。

青色申告をする事業主で、専従者給与を支払った方や、臨時の従業員に賃金等を支払った方も同様です。

◆税務署窓口での相談および受付

・税務署では、土・日・祝日などは執務を行っておりません。なお、2月22日及び3月1日の日曜日に限り、執務を行う署もありますが、東金税務署においては行いませんので、あらかじめご了承ください。

・相談会場の混雑具合によっては、相談の受付を早めに終了させていただく場合があります。

・2月16日から3月16日まで税務署の駐車場は利用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。

・振り込め詐欺や税務職員をかたった不審な電話、偽造文書などにご注意ください。

・国税庁のホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

で確定申告書等の作成ができます。また、プリントアウトした確定申告書は、そのまま税務署に提出することができます。

・e-TAX(国税電子申告・納税システム)はインターネットで申告や納税ができますので、是非ご利用ください。

【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】

・申告書の提出は郵送でもできます。なお、申告書の「控」が必要な方は、住所・氏名を書いて切手を貼った返信用封筒を同封してください。

◆税務署へ電話される皆さんへ
(自動音声案内について)

最寄の税務署に電話をかけること

自動音声でご案内

相談内容に応じて①、②の番号を選択してください

①国税に関する一般的なご相談については電話相談センターにつながります。
 音声案内に従い、相談内容の番号を選択してください。
 ②税務署からの照会に関する問い合わせや、個別的なご相談のための事前予約の場合、税務署につながりますので、ご用件をお伝えください。